はがタウンインフォメーション

お知らせ

防災無線を使用した全国一斉情報伝達訓練

問総務課地域安全対策係　☎028(677)6029

町内77カ所に設置してある防災行政無線から、一斉に試験放送が流れます。

日時／5月16日(水)11:00ごろ
試験放送内容／次のように放送します。
①チャイム音
②「これは」アラートのテストです」を3回繰り返し
③「こちらははがまちです」を1回
④チャイム音

今年度もお米の食味測定を行います

問農政課農業振興係　☎028(677)1110

町では、おいしい米づくりの一環として、平成30年芳賀町産米の食味値の測定をし、食味改善事業やブランド化事業に活用します。募集期間等については、後日お知らせします。

有害鳥獣駆除の実施

問農政課農村整備係　☎028(677)6045

農作物被害防止のため、町内全域で銃器によるカモ、カラス、カワウの駆除を行います。危険ですので駆除現場には近寄らないようお願いします。 また、町内の農地で、鳥獣による農作物への被害があるときはご相談ください。

日時／5月19日(土)、5月20日(日)5:00～17:00

山林の伐採について

問農政課農村整備係　☎028(677)6045

山林を伐採するときには、事前に伐採の届出が必要な場合があります。伐採する前に農村整備係にご相談ください。

カバークロップ取り組みへの支援

問農政課農業振興係　☎028(677)1110

農業の持続的な発展と農業の有する多面的機能の発揮を図るため、特別栽培米収穫後のほ場に麦のすき込みを行う取り組みを支援しています。前年度から取組まれている人は、6月以降に申請書類を送付します。新たにカバークロップの取り組みを希望する人は、農政課窓口にお問い合わせください。

問い合わせ期間／5月25日(金)まで

農振除外の申出受付

問農政課農業振興係　☎028(677)1110

農業振興地域の農用地を住宅や駐車場などとして使用する場合や、農業用施設を建てる場合は事前に手続きが必要です。なお、要件を満たさないものは認められないことがあります。

受付期間／5月31日(木)まで
※次回受付は11月
提出書類／農用地利用計画変更申出書、その他必要書類

麦の無人ヘリコプターによる農薬散布

問JAはが野芳賀・市貝営農センター　☎028(677)0711

今年も麦の病害を一斉防除するため、無人ヘリコプターによる農薬散布を行います。

安全性の高い散布で、住宅地や通学路等の周りは早朝に行いますが、散布中には近づかないよう注意をお願いします。

実施期間／5月12日(土)まで
実施時間／5:00～12:00
場所／町内全域

固定資産縦覧帳簿・課税台帳の縦覧

問税務課資産税係　☎028(677)6078

固定資産税の根拠となる土地・家屋評価額などを掲載した縦覧帳簿を見ることができます。

縦覧期間／5月31日(木)まで8:30～17:15※土・日・祝を除く
場所／税務課
縦覧できる内容／土地・家屋の、所在・地番・地目(構造)、地積(床面積)、価格、種類
縦覧できる人／町内にある土地・家屋の納税者、その委任を受けた人(委任状を持参)※いずれの場合も本人確認ができるもの(運転免許証等)の提示が必要
手数料／無料

平成30年度ボランティアセンターはが総会

問町社会福祉協議会　☎028(677)4711

期日／5月24日(木)
場所／農業者トレーニングセンター体育ホール

◆**第1部**
時間／9:00～10:30
内容／総会、表彰

◆**第2部**
家庭的な雰囲気の誰もが立ち寄れる地域の居場所を作るために、ボランティアとして何ができるのか講演と事例発表を通して学びます。
時間／10:30～12:00
内容／講演会、事例発表(地域の居場所におけるボランティアの重要性)
講師／陣内雄次氏(宇都宮大学教授)
事例発表者／實寿夫氏(世代間交流喫茶「いってみっけ」代表)

「芳賀町地域の支え合い活動推進条例」を制定

問福祉対策課包括支援センター係　☎028(677)6080

町では、一人暮らしの高齢者や障がい者など、日常生活において地域の支援を必要とする人が住み慣れた地域において、社会から孤立することなく継続して安心して暮らすことのできる地域共生社会の実現を目指しています。日ごろから、地域の人たちで支援を必要とする人を見守ったり、助け合ったりする「地域の支え合い活動」を推進するため、「芳賀町地域の支え合い活動推進条例」を平成30年3月に制定しました。この条例により、地域の支え合い活動に関する基本理念や町、町民、自治会、関係機関等の役割を規定するとともに、日ごろの見守り活動や災害時の避難支援が円滑にできるよう、支え合い活動を行う自治会などに必要な情報(名簿)を提供できるようになります。

「支援を必要とする人」の名簿を作成・提供します

地域での支え合い活動を円滑に行うためには、あらかじめ見守りの対象となる人(要支援者)を把握しておく必要があります。町では、この条例により要支援者の名簿を作成し、地域の支え合い活動を行う自治会などに提供する準備を進めています。

●**名簿登載の対象となる人**
①75歳以上のみの世帯の人
②要介護認定3～5の人
③身体障害者手帳(1・2級)をお持ちの人
④精神障害者保健福祉手帳(1級)をお持ちの人
⑤療育手帳(A1・A2)をお持ちの人
⑥認知症で、あんしんネームに登録している人
※郵送により名簿登載の可否を確認しますので、ご理解とご協力をお願いします。
※上記以外でも見守りなどを必要とする人は、申し出により名簿に登載することができます。

●**名簿への登載内容**
氏名、生年月日、性別、住所、連絡先など

●**名簿の提供先**
自治会、民生委員、社会福祉協議会、警察署、消防署・消防団

●**名簿の提供時期**
平成30年9月予定

芳賀温泉ロマンの湯 レンタサイクルを開始！ 無料！

問ロマンの湯　☎028(677)4126

暖かくなり新緑が美しいこの季節。サイクリングにぴったりの時期になりました。町内の観光施設や飲食店を自転車で巡り、爽やかな風を感じてみてはいかがでしょうか？

サイクリングの後はロマンの湯で汗を流してください♪

▲軽快な走行感のスポーツ用自転車

▲坂道も楽らく！電動自転車

レンタル受付　ロマンの湯窓口(水曜日定休)
10:00～16:00(4月～9月)
10:00～14:00(10月～3月)

自転車の種類　・スポーツ用自転車
男性用・女性用　各1台
・電動自転車　3台

サイクリングのお供にいかが？ 芳賀町ポタリングマップ

問町観光協会(商工観光課内)　☎028(677)1115

町内をサイクリングするなら、町内のおいしいグルメや見どころが掲載された「ポタリングマップ」を！

簡単に折りたためて、ポケットに収まるのでサイクリングの邪魔になりません。役場や総合情報館、道の駅はが、ロマンの湯で配布中です！